

三木市防災会議資料

I 「三木市地域防災計画（本編）」および「三木市地域防災計画（参考資料集）」の修正事項

- 三木市災害対策本部の班構成の追加
- 災害時における応援協定の追加
- 国・県の計画変更に伴う変更

I 「三木市地域防災計画（本編）」の修正事項

1 三木市地域防災計画（本編）修正箇所 () : 追加・修正内容)

項目	現行計画	修正項目												
<p>第1章 総則</p>	<p>第2節 防災機関の業務の大綱 2-4 三木市 (三木市災害対策本部の班構成)</p> <table border="1" data-bbox="329 417 1501 548"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>構成課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業班</td> <td>産業振興部長</td> <td>商工振興課、観光振興課、農業振興課、農業委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-7 その他（相互応援協定締結リスト） ●新たに締結した協定を追加</p>	班名	班長	構成課名	産業班	産業振興部長	商工振興課、観光振興課、農業振興課、農業委員会	<p>第2節 防災機関の業務の大綱 2-4 三木市 (三木市災害対策本部の班構成)</p> <table border="1" data-bbox="1605 417 2778 548"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>班長</th> <th>構成課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業班</td> <td>産業振興部長</td> <td>商工振興課、観光振興課、農業振興課、農地整備課、農業委員会</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-7 その他（相互応援協定締結リスト） 協定先：一般社団法人兵庫県トラック協会 協定題目：災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定 締結日：R5.3.29 協定先：ダイードリンコ株式会社 協定題目：災害時における飲料水の提供に関する協定 締結日：R5.4.1 協定先：兵庫県弁護士会 協定題目：災害時における連携協力に関する協定 締結日：R5.11.30</p>	班名	班長	構成課名	産業班	産業振興部長	商工振興課、観光振興課、農業振興課、農地整備課、農業委員会
班名	班長	構成課名												
産業班	産業振興部長	商工振興課、観光振興課、農業振興課、農業委員会												
班名	班長	構成課名												
産業班	産業振興部長	商工振興課、観光振興課、農業振興課、農地整備課、農業委員会												
<p>第2章 災害予防</p>	<p>第2節 災害応急活動への備えの充実 2-2 災害応急活動体制 5. 防災倉庫の整備 市が保有する災害対策に必要な資機材並びにこれらを保管する施設を充実整備し、また、災害発生時に有効適切に資機材を使用できるよう 必要な点検を行う。(追加) 2-5 避難収容活動 4. 避難行動要支援者対策 (4) 避難行動要支援者緊急通報システム等の整備</p>	<p>第2節 災害応急活動への備えの充実 2-2 災害応急活動体制 5. 防災倉庫の整備 市が保有する災害対策に必要な資機材並びにこれらを保管する施設を充実整備し、また、災害発生時に有効適切に資機材を使用できるよう 必要な点検を行う。くわえて、所有者不明土地を活用した備蓄倉庫の整備等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を検討するものとする。 2-5 避難収容活動 4. 避難行動要支援者対策 (4) 避難行動要支援者緊急通報システム等の整備</p>												

障がい者、高齢者等の突発的な災害、事故、急病等に備えるため、消防本部との間に緊急通報システムの整備を推進するよう努める。

(追加)

(8) (追加)

2-9 被災者等への的確な情報伝達活動

2. 市民等からの問い合わせに対する対応

(3) (追加)

第3章
災害応急

第1節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
1-1 災害情報の収集、連絡

障がい者、高齢者等の突発的な災害、事故、急病等に備えるため、消防本部との間に緊急通報システムの整備を推進するよう努める。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずることとする。

(8) 個別避難計画の作成

災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。この場合、コミュニティの希薄化や担い手の高齢化、都市部と山間部の違い、積雪や凍結といった地域特性等に留意するものとする。

なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用を支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

2-9 被災者等への的確な情報伝達活動

2. 市民等からの問い合わせに対する対応

(3) 安否不明者等の氏名等の公表

県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために、安否不明者等の氏名等を原則公表することにあわせて、発災時に備え、平時から安否不明者等の氏名等の公表について県等と連携の上、あらかじめ方針等について整理し、対応するよう努めるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保
1-1 災害情報の収集、連絡

対策

1. 地震情報の収集計画
 (1) 気象台からの地震情報の入手手順
 1) 地震情報の種類・内容等

地震情報の種類等

	情報の種類	情報の内容	発表官署
地震情報	特別警報	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表する。	気象庁
	緊急地震速報	震度5弱以上の揺れが予想された時に、震度4以上が予測される地域に対して発表する。	気象庁
	新設	新設	新設

第4章
災害復興
計画

第2節 被災者等の生活再建等の支援

2-1 り災証明の発行

1. り災台帳の作成

市長は、被災状況を調査の上、り災台帳を整備する。

- (1) 固定資産税課税台帳及び市民基本台帳から全世帯のり災台帳を作成する。

2-5 税の減免その他の支援

2. 自立支援

(2) その他の支援

(追加)

1. 地震情報の収集計画

- (1) 気象台からの地震情報の入手手順
 1) 地震情報の種類・内容等

地震情報の種類等

	情報の種類	情報の内容	発表官署
地震情報	特別警報	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合に発表する。	気象庁
	緊急地震速報	震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された時に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予測される地域に対して発表する。	気象庁
	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する。	気象庁

第2節 被災者等の生活再建等の支援

2-1 り災証明の発行

1. 被災者台帳の作成

市長は、被災状況を調査の上、被災者台帳を整備する。

- (1) 固定資産税課税台帳及び市民基本台帳から全世帯の被災者台帳を作成する。特に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2-5 税の減免その他の支援

2. 自立支援

(2) その他の支援

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を

		<p>継続的に実施する取組) などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、その実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>
--	--	---

2 三木市地域防災計画（参考資料集）修正箇所 (: 追加・修正内容)

項目	現行計画	修正項目												
参考資料 1	参考資料 1 災害対策本部班並びに各部事務分掌 <table border="1" data-bbox="311 289 1484 928"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業班 (産業振興部長)</td> <td>(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 (各委員会事務局等) 農業委員会</td> <td> 1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課名	事務分掌	産業班 (産業振興部長)	(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 (各委員会事務局等) 農業委員会	1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項	参考資料 1 災害対策本部班並びに各部事務分掌 <table border="1" data-bbox="1584 289 2760 928"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>担当部課名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業班 (産業振興部長)</td> <td>(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 農地整備課 (各委員会事務局等) 農業委員会</td> <td> 1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項 </td> </tr> </tbody> </table>	班名	担当部課名	事務分掌	産業班 (産業振興部長)	(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 農地整備課 (各委員会事務局等) 農業委員会	1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項
班名	担当部課名	事務分掌												
産業班 (産業振興部長)	(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 (各委員会事務局等) 農業委員会	1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項												
班名	担当部課名	事務分掌												
産業班 (産業振興部長)	(産業振興部) 商工振興課 観光振興課 農業振興課 農地整備課 (各委員会事務局等) 農業委員会	1. 水防活動 2. 商工業者の被害調査及び応急対策 3. 応急救援物資の確保及び供給 (備蓄管理含む) 4. 救援物資の受入れ及び配布 5. 商工団体への指導、協力要請及び連絡調整 6. 中小企業の災害復旧資金の融資 7. 災害時の物価安定及び物資の買占防止 8. 農地、溜池その他農業用施設の被害調査及び応急対策 9. 農産物、家畜その他治山関係の被害調査及び応急対策 10. 農業協同組合等への協力要請及び連絡調整 11. 農林業の災害復旧資金の融資 12. 観光施設の被害調査と応急対策 13. 部の協力その他本部長の特命事項												